

様式4号

契約変更の内容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和2年度中間貯蔵施設（大熊1工区）の受入分別処理・貯蔵工事（第2回変更）
契約変更年月日	令和4年3月4日
工事種別	土木工事
工事場所	福島県双葉郡大熊町地内
契約業者名	鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
工期（自）	令和3年1月20日
工期（至）	令和5年1月31日
工事概要	(1) 受入・分別処理工事 1) 受入・分別処理工事 2) 解体・撤去工事 (2) 土壌貯蔵施設工事 1) 堰堤工・遮水工 2) 埋立工 3) 被覆工（キャッピング工）
契約金額	金10,021,000,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金10,021,000,000円（消費税込）
変更理由	受入・分別処理工及び土壌貯蔵施設工の計画の見直し及び精査等により、各工種の数量が変更となったため、設計変更するもの。

様式4号

契 約 変 更 の 内 容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和2年度中間貯蔵施設（大熊1工区）の受入分別処理・貯蔵工事（第1回変更）
契約変更年月日	令和4年1月13日
工事種別	土木工事
工事場所	福島県双葉郡大熊町地内
契約業者名	鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
工期（自）	令和3年1月20日
工期（至）	令和5年1月31日
工事概要	(1) 受入・分別処理工事 1) 受入・分別処理工事 2) 解体・撤去工事 (2) 土壌貯蔵施設工事 1) 堰堤工・遮水工 2) 埋立工 3) 被覆工（キャッピング工）
契約金額	金10,021,000,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金10,021,000,000円（消費税込）
変更理由	受入・分別処理工事及び土壌貯蔵施設工事の計画の見直し及び精査等により、各工種の数量が変更となったため、設計変更するもの。

様式3号

契約の内容

事務所名 福島地方環境事務所

工事名	令和2年度中間貯蔵施設（大熊1工区）の受入分別処理・貯蔵工事
契約年月日	令和3年1月19日
契約方法	随意契約
工事場所	福島県双葉郡大熊町地内
工事種別	土木工事
契約業者名	鹿島・東急・飛鳥特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
工期（自）	令和3年1月20日
工期（至）	令和5年1月31日
工事概要	(1) 受入・分別処理工事 1) 受入・分別処理工事 2) 解体・撤去工事 (2) 土壌貯蔵施設工事 1) 堰堤工・遮水工 2) 埋立工 3) 被覆工（キャッピング工）
契約金額	10,021,000,000円（消費税込）
予定価格	10,028,073,000円（消費税込）

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 2 年度中間貯蔵施設(大熊 1 工区)の受入分別処理・貯蔵工事
契約業者名	鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 東北支店
随意契約理由	<p>中間貯蔵施設における除去土壌等の受入・分別施設は、放射性物質を含む様々な性状をした除去土壌等が大量に搬入され、それらを効率的かつ確実に処理するとともに、作業員の被ばくをできる限り低減する分別処理設備を有している必要がある。</p> <p>この特殊性に鑑み、大熊町大字小入野地内に所在する受入・分別施設は、鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体が、「平成 29 年度中間貯蔵(大熊 1 工区)土壌貯蔵施設等工事」において独自の技術を用いて設置したものである。</p> <p>この独自の技術は「フレキシブルコンテナ破袋システム」であり、フレキシブルコンテナを所定の方向に順次搬送する搬送装置と、搬送路の途中でワイヤーソーを用いてフレキシブルコンテナの上面を十字に切断する切断装置による破袋システムであって、分別処理の初期の段階において不可欠な大型土嚢の破袋に関する特殊技術であり、鹿島建設株式会社が平成 28 年 12 月 7 日に特許申請し、鹿島建設株式会社ないし当企業体の使用以外は、他社に実施許諾を行わないとするものである。</p> <p>さらに、当該施設は、発注者が定める「要求水準書」の「荷下ろし設備」、「破袋設備」、「一次分別設備」、「2 次分別設備(改質処理、分別処理)」の各段階の設備について、空間的制約の下で相互の特性を組み合わせることで施設全体の要求性能(140t/h)を担保している施設であり、「破袋設備」に当たる前記の特殊技術を組み替えた場合には、要求性能の実効性が担保されない。</p> <p>このため本施設を利用して、除去土壌の受入・分別処理を実施することが出来る者は、鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体に限られる。</p> <p>また、別途設備の整備を行うとした場合、多額の追加費用が発生するとともに、大幅な工期の遅れが生じ、復興事業の進捗に多大な影響を及ぼす結果となる。</p> <p>以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条第 1 項により、競争に付することなく、鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。</p>